

伊予市電気自動車充電機器設置事業プロポーザル実施要領

令和6年3月21日

1 目的

電気自動車（以下「EV」という。）の充電機器を伊予市（以下「市」という。）が所有する施設に設置することにより、脱炭素社会の実現及びEVの普及に寄与する利用環境の設備を行うことを目的とする。

2 募集概要

(1) 事業名称

伊予市電気自動車充電機器設置事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

事業者は、市が所有する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本によりEV充電機器の整備に必要な配線工事等を含む充電機器一式（以下「EV充電機器等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有する施設の駐車場を事業者に貸し付け、EV充電機器等の設置に伴う用地の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「伊予市電気自動車充電機器設置事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。なお、仕様書は事業に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

事業内容は、本プロポーザルにより選出された事業者の協定締結に向けた詳細協議及び調整を行った上で確定する。

(3) 事業の期間

事業期間は、EV充電機器の利用を開始した日から選定された事業者との協議において決定するものとする。なお事業期間終了後の取り扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、当該契約期間を延長することを妨げないものとする。

(4) 行政財産使用料

EV充電機器を設置する用地等に係る行政財産の目的外使用料については、伊予市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成17年条例第76号）第5条の規定を適用し、免除とする。

3 参加資格

本実施要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 仕様書に示す事業を履行する能力を有すること。
- (4) EV充電サービス事業について精通していること。
- (5) 次の要件を満たすこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。

イ 国税、地方税を滞納している者でないこと。

ウ 当該募集事業に類似する事業を1年以上営んでいること。

エ 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

オ 公募開始から契約締結に至るまでの期間において、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）又は伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年伊予市訓令第20号）に基づいて伊予市長が行う指名停止及び指名回避又は排除措置の期間中でないこと。

4 実施要領等の配布

実施要領等について、印刷物での配布は行わないので、本市ホームページよりダウンロードすること。

ホームページアドレス (<http://www.city.iyo.lg.jp>)

5 参加申込の手続き

- (1) 申込期間 令和6年3月21日（木）から令和6年3月29日（金）まで
- (2) 申込場所 伊予市役所 産業建設部環境政策課
住所：〒799-3193 伊予市米湊820番地 庁舎2階
電話：089-909-6338
- (3) 提出書類 「6. 提出書類 1～5」の書類を提出すること。
- (4) 提出部数 各6部（正本1部・副本5部）
- (5) 提出方法 (2)の申込場所に持参又は郵送すること。（信書の郵送に適する方法）
持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）とする。

6 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	回答書（様式第1号）	
2	履歴事項全部証明書 （原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 （最近3か月以内発行のもの）
3	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （最近1か月以内発行のもの） ア．本市で課税がある場合（本市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 本市（税務課）が発行する完納証明書 イ．上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書
4	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 （原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。 （最近1か月以内発行のもの）
5	最新決算年度の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）	

7 実施要領等に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間 公募開始の日より令和6年3月26日（火）17時必着

(2) 受付方法

質問書（様式第2号）に基づき質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受付けないものとする。なお、質問は、実施要領、事業仕様書に関するものに限り受付けるものとする。

件名：伊予市電気自動車充電機器設置事業質問書（企業名）

提出先：伊予市産業建設部環境政策課

メールアドレス：kankyoseisaku@city.iyo.lg.jp

※ 電子メールを送信した後に、環境政策課まで送信した旨の電話をすること。

(3) 回答及び公表

提出された質問への回答は、令和6年3月27日（水）までに本市ホームページ（<http://www.city.iyo.lg.jp>）内で公表する。なお、回答への問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。

8 事業者の選定等

市は、伊予市プロポーザル審査委員会の審査を経て、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

- (1) 市は、参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、回答書の内容について、別紙評価基準書に基づき審査を行い、評価点の合計得点が最も高い者を事業者として選定する。
- (2) 参加申込者が1者のみの場合の取扱い
参加申込者が1者のみの場合であっても審査は実施し、獲得した評価点の平均が普通以上と判断できる場合は、事業者として選定する。
- (3) 選定を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、事業者へ確認を行うこととする。なお、選定内容及び結果についての異議は認めない。
- (4) 選定結果は採否に関わらず、令和6年4月上旬を目途に電子メールで通知する。

9 協定の締結

上記8の審査により選定された事業者は、本事業の実施に関し、協定書により速やかに本市と協定を締結することとする。

基本協定については概ね3年程度、EV設置の際には、個別に協定を締結するものとし、本市と事業者との協議において決定するものとする。

10 スケジュール

- (1) 募集開始
令和6年3月21日（木）
- (2) 募集に関する質問の受付
令和6年3月21日（木）～ 令和6年3月26日（火）17時まで
- (3) 回答書等の提出締切
令和6年3月29日（金）17時必着
- (4) 結果等の通知
令和6年4月上旬（予定）

11 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退することとなった場合は、速やかに辞退届（様式第3号）を持参又は郵送（簡易書留に限る。）により所管課（環境政策課）へ提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以降における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に所管課まで連絡すること。

12 留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができるとができる。
- (5) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、所管課においてその対応を決定する。
- (6) 提出された回答書等の著作権は、原則当該事業者に帰属する。ただし、採用した回答書等の使用権は伊予市に帰属する。
- (7) 事業者は、回答書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとす

13 所管課

〒799-3193

伊予市米湊 820 番地 庁舎 2 階

伊予市産業建設部環境政策課

TEL：089-909-6338

FAX：089-982-1234

メールアドレス：kankyoseisaku@city.iyo.lg.jp